

## R03 改正 都市計画法『市町村の都市計画の決定』《#417》

【問】 正誤をつけよ。

町村は、都市計画区域又は準都市計画区域について都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議し、同意を得なければならない。

【答え】 誤り

### 《ポイント》 市町村の都市計画の決定

市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域について都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

~~この場合において、町村にあつては都道府県知事の同意を得なければならない。~~ ←削除

⇒ 町村が都市計画の決定をするにあたり、都道府県知事の同意を得る必要がなくなった

⇒ 市町村が、上記の都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない

《補講》 市町村の都市計画

1 市町村が都市計画の案を作成

2 公告・縦覧

市町村が都市計画を決定しようとするとき、その旨を公告し、**都市計画の案**を、公告の日から**2週間公衆の縦覧**に供しなければならない

← この2週間、住民・利害関係人は、市町村に**意見書を提出**することができる

3 都市計画の決定

a 市町村は、基本方針(マスタープラン)を定める

⇒ 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない

b 市町村は、**市町村都市計画審議会**(置かれていないときは、都道府県都市計画審議会)の議を経て、**都市計画を決定する**

c 市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域について都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない

⇒ 町村が都市計画の決定をするにあたり、都道府県知事の同意は、不要

4 都市計画決定の告示

市町村は、**都市計画を決定した**ときは、その旨を**告示**しなければならない。都市計画は、告示があった日から、その効力を生ずる。